

環境局の財務事務等の執行について

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>VI. 財産について</p> <p>【指摘-4】プラント・機械設備の台帳記載について</p> <p>資源リサイクルセンター、布施畑破碎選別施設及び東クリーンセンターには、プラント・機械設備があるが、これらは建物台帳にも工作物台帳にも備品管理簿にも記載されていない。なお、建物台帳は、建物本体だけでなく、建物附属設備も含めた価額で記載されているが、プラント・機械設備についてはこのような建物台帳の記載事項とも解されていない。</p> <p>しかしながら、プラント・機械設備は、市の所有する財産であり、地方自治法及びそれに関わる市の関連規則上、内容に応じて建物台帳、工作物台帳または備品管理簿に記載され管理されるべきである。</p> <p>今後、行財政局管財課は、プラント・機械設備の内容に応じてどの台帳にどのように記載すべきか、過去の経緯及び現状、他の政令指定都市の状況等を踏まえて調整・検討の上、記録管理の方法を方針決定することである。環境局は、その方針に従い速やかに適切な記録管理を行うことが必要である。</p>	<p>平成21年4月1日付（行財管第3号）の通知に基づいて、平成21年12月に工作物台帳を整備した。</p>	<p>措置済</p>